

介護雇用管理改善等計画概要

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条において「厚生労働大臣は、介護労働者の福祉増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画を策定するものとする」と規定されていることに基づく計画

<主な内容>

第1 計画の基本的考え方

計画策定の目的:

介護労働者が生き生きとその能力を発揮して働くことができる魅力ある職場づくりを力強く支援

計画期間:令和3年度～令和8年度
(実施状況を労政審部会に報告)

第2 介護労働者の雇用の動向

雇用の動向

- ①介護職員数、②過不足状況
- ③公共職業安定所における職業紹介状況、
- ④就業形態等、⑤賃金、⑥採用・離職等の状況、
- ⑦仕事の満足度、⑧仕事の悩み・不安・不満、
- ⑨雇用管理責任者の選任状況

第3 計画の目標

1 一層の職場定着を図る

- 現状の介護職員の離職率の水準を少なくとも維持しつつ、更なる改善を目指す

2 雇用管理責任者の選任を促す

- 雇用管理責任者を選任した事業所の割合
全事業所の50%以上
- 雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した事業所の割合
受講者の所属事業所の80%以上

第4 施策の基本となるべき事項

1 雇用管理の改善

- 介護事業所における雇用管理責任者の役割の明確化
魅力ある職場づくりに向けて、介護事業所での適切な雇用管理と介護分野の特徴を踏まえた労働者の負担を軽減する取組を管理
- 雇用管理責任者を中心とした介護事業所における雇用管理改善が機能するための国と関係機関との役割
国…介護事業者雇用管理責任者講習の実施
介護労働安定センター…訪問事業の中で雇用管理責任者を中心とした介護事業所の雇用管理改善に向けて相談・助言等

- 雇用管理の改善を支援する助成金等の活用促進
- 公共職業安定所と介護労働安定センターとの連携強化
- 外国人労働者に関する雇用管理改善
- 働き方改革、ハラスメント防止対策への対応 等

2 職業能力の開発及び向上

- 介護労働安定センター等による介護労働者の能力開発
- 能力開発に関する相談援助
介護労働安定センターによるキャリア形成に関する相談援助や研修計画の作成支援等の相談援助 等

第5 その他介護労働の人材確保や福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

- 人材の確保
- 処遇の改善
- 介護労働者の健康の保持・増進(メンタルヘルス、感染症対策) 等